

御意見記入用紙

募集期間: 令和3年1月4日(月)～令和3年2月5日(金)【必着】

(FAX)075-251-2940

P1～ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン中間見直し案の概要について

P3～ 「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて

P9～ 共生社会の実現に向けて(施策一覧)について

P11～ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン中間見直し案【わかりやすい版】について

プラン全体について

御意見の内容 ※御意見を取りまとめる際の参考とします。差し支えなければ○の記入をお願いします。
 ①お住まいの区: 北区 上京区 左京区 中京区 東山区 山科区
 下京区 南区 右京区 西京区 伏見区 その他()
 ②年齢: ~19歳 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳~
 ③御職業等: 会社員 公務員 自営業 主婦・主夫 学生 無職 その他()

問合せ先
 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル3階
 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
 電話:075-222-4161 FAX:075-251-2940
 電子メール:syogai@city.kyoto.lg.jp

令和3年1月発行
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
京都市印刷物番号 第 023166 号

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン中間見直し(案)に関する市民意見募集について

京都市では、京都市障害者施策推進計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定している「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン(計画期間:平成30年度～令和5年度)」に基づき、保健福祉だけでなく、教育、住宅、まちづくり等の広範囲な分野にわたる障害者施策全般に取り組んできました。
この度、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(計画期間:平成30年度～令和2年度)の計画期間が終了することから、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案を取りまとめるとともに、折り返しを迎える障害者施策推進計画についても、制度見直しや新事業等に対応した取組を反映しますので、広く市民の皆様の御意見を募集いたします。

意見募集期間	令和3年1月4日(月)～令和3年2月5日(金)【必着】
提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール又は京都市情報館(ホームページ)の意見募集フォームにより御応募ください。 様式は自由ですが、本リーフレット末尾の「御意見記入用紙」も御利用いただけます。 ① 郵送、持参 〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル3階 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 宛 ② FAX 075-251-2940 ③ 電子メール syogai@city.kyoto.lg.jp ※件名は、「障害福祉計画等への意見」としてください。 ④ ホームページ 京都市トップページ> 市政情報> 市民参加> 市民意見の募集(パブリックコメント)
御意見の取扱い	① 個人情報については、法令等を遵守し、適正に取り扱います。 ② 募集終了後、お寄せいただいた御意見・御提言を集約し、京都市障害者施策推進審議会において報告、協議するとともに、御意見・御提言に対する本市の考え方をとりまとめ、京都市障害保健福祉推進室のホームページで公表します。 ※ 御提出いただいた御意見に対する個別の回答はできませんので、あらかじめ御了承ください。

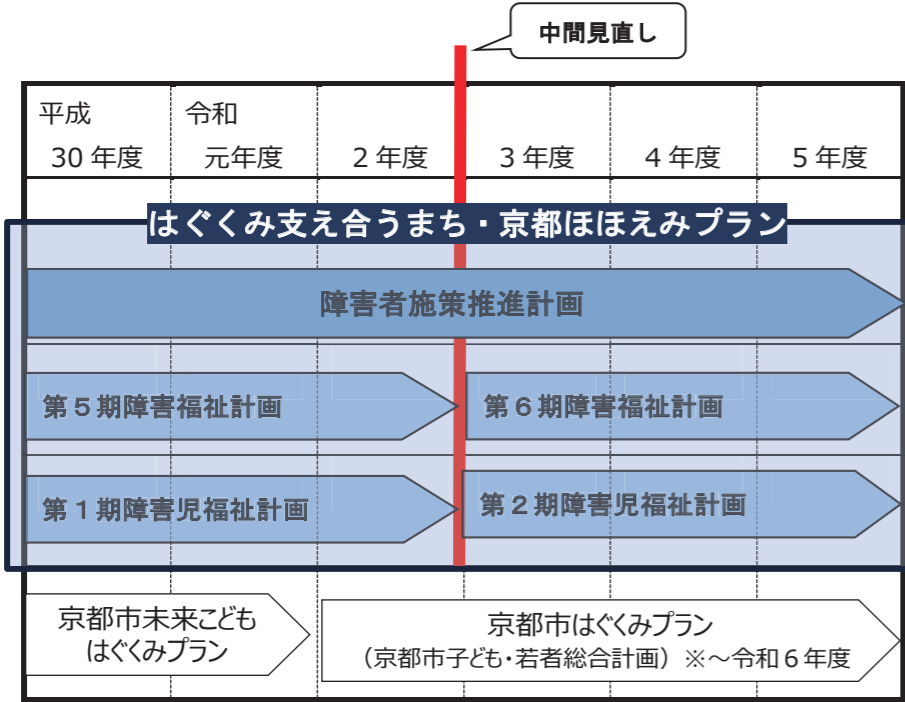
目次

1 はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン中間見直し案の概要	1
2 「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて	3
3 共生社会の実現に向けて(施策一覧)	9
4 はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン中間見直し案【わかりやすい版】	11



見直しの趣旨

現行計画「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の計画期間満了に伴い、国から示された基本指針に基づき、本市の状況を踏まえて、次期計画となる
○「第6期障害福祉計画」
○「第2期障害児福祉計画」を策定する。
また、京都市障害者施策推進計画においても策定から折り返しとなる3年を経過するに当たり、制度見直しや新事業等に対応した新たな取組を反映する。



プラン前半に取り組んだ主な障害保健福祉施策

- <平成30年度>
- 障害者共同生活援助事業所整備助成（共同生活援助事業所 1箇所）
 - 障害者24時間相談体制等構築事業
 - 視覚障害者の入院中の意思疎通支援事業
 - 2020年東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興
 - 障害者芸術活性化プロジェクト事業
 - 府市協調による京都難病・相談支援センターの共同設置
- <令和元年度>
- 障害者共同生活援助事業所等整備助成（共同生活援助事業所、生活介護事業所 各1箇所）
 - 京都市版ヘルプカードの普及事業
 - 重度障害者の個別避難計画作成等推進事業
 - 放課後等デイサービス事業所等への巡回指導
 - 障害児相談支援の利用促進
- <令和2年度>
- 障害者共同生活援助事業所等整備助成（生活介護事業所 1箇所、共同生活援助事業所 2箇所）
 - 伝福連携推進等事業所整備事業（就労継続支援B型事業所・生活介護事業所 1箇所）
 - 発達障害児者地域支援サポート事業
 - 京都らしい農福連携推進事業

第6期障害福祉計画

→詳細は、3ページ～6ページへ

【主な成果目標】

◆施設入所者の地域生活への移行

①地域移行数

➢令和元年度末入所者(1,225人)の2.6%以上(32人以上)を地域生活へ移行すると目標設定する。

令和5年度末時点	の目標	32人以上	※令和3年～5年度の合計
令和元年度末時点	の実績	10人	※平成30年、令和元年度実績の合計

②施設入所者数

➢①で掲げる32人以上希望者がいることを支えるグループの充実等により、生活の継続とい

が地域移行したとしても、その数以上の施設入所から成果目標としては設定しないが、地域移行ホームの設置推進や重度障害者に対する支援施設入所希望者が施設入所だけではなく、地域う選択肢も持てるように取り組む。

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神病床における1年以上長期入院患者数の設定

➢これまでの減少率に基づき、1,491人以下と目標設定する。

令和5年度の目標	1,491人以下	※令和2年6月30日0時時点の入院患者数
令和元年度の実績	1,658人	

◆障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

○福祉施設から一般就労への移行者

➢364人以上(令和元年度実績の1.27倍以上)と目標設定する。

令和5年度の目標	364人以上
令和元年度の実績	286人

◆相談支援体制の充実・強化 **新規**

➢障害者地域生活支援センターでの相談(R5:185,465件)や基幹相談支援センターで実施している人材育成研修(R5:24件)等を活動指標として見込む。

◆障害福祉サービス等の質の向上 **新規**

➢障害福祉サービス等に係る研修への参加(R5:1,379人)や障害福祉サービス事業者等集団指導の開催(R5:1回)を活動指標として見込む。

【サービス見込み量】

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス等
- 居住系サービス
 - これまでの利用実績やニーズを勘案し、サービス量を見込む。
 - グループホームは、入居希望者数も勘案し、令和5年度末に996人分を見込む(元年度末実績765人)。
- 相談支援
 - これまでの利用実績やニーズを勘案し、サービス量を見込む。
- 発達障害者支援 **一部新規**
 - 現状の実施状況を勘案し、相談支援や関係機関への助言件数、支援プログラム等の受講者数等を見込む。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 **新規**
 - 現状の実施状況を勘案し、精神障害者の障害福祉サービス利用者数や精神病床における退院患者の退院後の行き先別の人数を見込む。

第2期障害児福祉計画

→詳細は、7ページ、8ページへ

【主な成果目標】

◆障害児支援の提供体制の整備等

○難聴児支援体制の確保 **新規**

➢主に難聴児支援を当施設を中核として、行う児童発達支援センターを設置していることから、必要な連携等に取り組む。

○医療的ケア児支援 **一部新規**

➢福祉・保健・教育等の協議を行うとともに、の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する医療的ケア児等コーディネーターの役割について

【サービス見込み量】

- 放課後等デイサービス
 - 障害児相談支援
 - 医療型児童発達支援
 - 在宅訪問型児童発達支援
 - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
 - 児童発達支援
 - 障害児入所施設
 - 保育所等訪問支援
- 平成30年度に実施した「障害のある児童に関する実態把握」の調査結果等をもとに、「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」との関係から令和8年度までの必要量を見込み済み(平成31年3月)。

京都市障害者施策推進計画に反映する項目

→計画の施策一覧は、9ページ、10ページへ

◆重点目標1(各施策図ります)

を横断し、すべてを貫く重要な視点を設定)に、ひきこもり支援等の新たな取組を加え、複合的支援の充実を

◆以下3点を施策体系的に新たに追加します。

- ①ひきこもり等複合的な課題に対する支援
 - ひきこもりをはじめ、多様で複雑化した課題を抱える世帯への支援に当たり、支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行います。
- ②視覚障害者等の読書環境の整備の推進
 - アクセシブルな書籍等の提供や、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことで、視覚障害者等の社会参加・活躍の推進や共生社会の
- ③感染症等の新たな課題に対する支援
 - 新型コロナウイルス継続的にサービス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある人が安心して生活できるよう、障害やの理解のための啓発に取り組みます。

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見

込みについて

1 「第6期障害福祉計画」の成果目標

項目名	第6期計画【案】	令和元年度実績
施設入所者の地域生活への移行	<p>①地域移行数 市内の入所施設に実施したアンケート結果を踏まえ、令和3年度から5年度までに令和元年度未入所者（1,225人）の2.6%以上（32人以上）を地域生活へ移行すると目標設定する。</p> <p>②施設入所者数 ①で掲げる32人が地域移行したとしても、その数以上の施設入所希望者がいることから成果目標としては設定しないが、地域移行を支えるグループホームの設置推進や重度障害者に対する支援の充実等により、施設入所希望者が施設入所だけでなく、地域生活の継続という選択肢も持てるように取り組む。</p>	<p>①10人 ※平成30年度、令和元年度実績の合計</p> <p>②-</p>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>①精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定 【65歳以上】 これまでの減少率（10.8%）に基づき、1,243人以下と目標設定する。 【65歳未満】 これまでの減少率（18.5%）に基づき、248人以下と目標設定する。</p> <p>②精神病床における入院後、退院率 【入院後3箇月時点の退院率】 69%以上 【入院後6箇月時点の退院率】 86%以上 【入院後1年時点の退院率】 92%以上</p>	<p>①65歳以上:1,381人 65歳未満:278人 ※令和元年6月30日0時時点の在院患者数</p> <p>②3箇月時点 57.9% 6箇月時点 79.2% 1年時点 86.9% ※②は30年度実績</p>
障害者の地域生活支援拠点等の整備	<p>自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。</p>	<p>1箇所整備済み (面的整備をしており、既存の制度・機関を地域生活支援拠点の機能に位置付けている。)</p>
障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行【一部、新規】	<p>①福祉施設から一般就労への移行者 364人以上（令和元年度実績の1.27倍以上）と目標設定する。 ※福祉施設から一般就労への移行については、総体として評価すべきと考えることから、個別のサービスにおける目標設定は行わない。 なお、福祉施設から一般就労への移行における実績の内訳として、各サービスの利用状況については、把握するものとする。</p> <p>②就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率が7割以上となることを目標として設定する。</p> <p>③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを目標として設定する。</p>	<p>①286人</p> <p>②-</p> <p>③-</p>

成果目標

成果目標

項目名	第6期計画【案】
相談支援体制の充実・強化等【新規】	<p>下記4点を実施することにより相談支援体制の充実・強化等を図る。</p> <p>①総合的・専門的な相談支援として、市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの相談受付件数 R5：185,465件</p> <p>②市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの専門的な指導・助言 R5：5,129件</p> <p>③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数 R5：24件</p> <p>④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数 R5：24件</p>
障害福祉サービス等の質の向上【新規】	<p>下記2点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。</p> <p>①障害福祉サービス等に係る研修への参加人数 R5：1,379人</p> <p>②例年実施の集団指導の開催数 R5：1回</p>

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて

1 「第6期障害福祉計画」のサービス量の見込み

項目名			指標(単位)	第6期計画【案】			
				2年度 実績(見込)	3年度 計画値	4年度 計画値	5年度 計画値
訪問系サービス	居宅介護等	利用者数(人)	5,394	5,624	5,854	6,083	
		延べ利用時間数(時間)	249,904	262,636	275,368	288,099	
日中活動系サービス等	生活介護	利用者数(人)	3,482	3,539	3,595	3,651	
		延べ利用日数(人日)	58,235	58,370	58,505	58,640	
	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	46	49	51	53	
		延べ利用日数(人日)	458	479	500	521	
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	200	202	204	206	
		延べ利用日数(人日)	2,659	2,617	2,575	2,533	
	就労移行支援	利用者数(人)	459	485	512	539	
		延べ利用日数(人日)	7,695	8,078	8,460	8,842	
	就労継続支援A型	利用者数(人)	832	888	945	1,002	
		延べ利用日数(人日)	16,457	17,519	18,580	19,641	
	就労継続支援B型	利用者数(人)	3,431	3,577	3,724	3,871	
		延べ利用日数(日)	56,485	57,926	59,367	60,808	
	就労定着支援	利用者数(人)	122	162	172	182	
	療養介護	利用者数(人)	213	213	213	213	
	短期入所(医療型)	利用者数(人)	76	79	82	86	
		延べ利用日数(人日)	268	285	302	318	
	短期入所(福祉型)	利用者数(人)	904	955	1,006	1,056	
		延べ利用日数(人日)	4,253	4,365	4,477	4,590	
居住系サービス	自立生活援助	利用者数(人)	8	8	8	8	
	グループホーム	利用者数(人)	786	856	926	996	
	施設入所支援	利用者数(人)	1,219	1,219	1,219	1,219	
相談支援	計画相談支援	利用件数(件)	1,724	1,890	2,056	2,222	
	地域移行支援	利用件数(件)	-	7.3	7.3	7.3	
	地域定着支援	利用件数(件)	33.8	34.2	36.9	39.5	

サービス見込量

項目名			指標(単位)	第6期計画【案】			
				2年度 実績(見込)	3年度 計画値	4年度 計画値	5年度 計画値
発達障害者支援	地域協議会の開催	開催回数(回) *発達障害者支援連携協議会について、 発達障害者支援法に規定する地域協議会 へ位置付けたうえで、「発達障害者支援セ ンター-連絡部会」、「就労支援連絡部 会」、「幼児児童生徒支援連絡部会」の3 つの部会等における発達障害支援の実施 状況の確認、課題検討のため、地域協議 会を年1回開催すると見込む。	1	1	1	1	
		相談支援	利用件数(件)	2,797	2,797	2,797	2,797
	関係機関への助言	関係機関への助言件数	23	23	23	23	
	研修・啓発	研修・啓発件数(件)	56	56	56	56	
	支援プログラム等の受講者 数【新規】	受講者数(人)	45	45	45	45	
	ペアレントメンターの人数 【新規】	人数(人)	20	20	20	20	
	精神障害にも対応した地 域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者 による協議の場の開催回数 【新規】	開催回数(回)	1	1	1	1
		保健、医療及び福祉関係者 による協議の場への関係者の 参加者数【新規】	参加者数(人)	13	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者 による協議の場における目標 設定及び評価の実施回数 【新規】		実施回数(回)	1	1	1	1	
精神障害者の地域移行支援 【新規】		1月当たり利用者数(人)	5	5.6	5.6	5.6	
精神障害者の地域定着支援 【新規】		1月当たり利用者数(人)	38	34.3	37.0	39.3	
精神障害者の共同生活援助 【新規】		利用者数(人)	273	287	302	317	
精神障害者の自立生活援助 【新規】		利用者数(人)	6	5	5	5	
精神病床における退院患者 の退院後の行き先【新規】		①一人暮らし・家庭(人)	62	62	62	62	
		②グループホーム等の居住系サービス(人)	52	52	52	52	
		③転院、院内転科(人)	251	251	251	251	
	④その他(死亡による退院を含む)(人)	280	280	280	280		

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込み

2 「第2期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込み

項目名	第2期計画【案】	令和元年度実績
障害児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの設置 本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。	①児童発達支援センターを9箇所設置
	②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調である。平成30年度実施した実態把握より、一定のニーズがあると考えられるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。	②保育所等訪問支援を11箇所設置
	③難聴児支援体制の確保【新規】 主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等に取り組む。	③-
	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置 本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（6箇所）を確保している。引き続き、事業所の整備を進め、身近な地域での支援が受けられるよう取組を進めていく。	④重心型の児童発達支援事業所3箇所、放課後等デイサービスを5箇所設置
	⑤医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【一部新規】 福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。	⑤京都市医療的ケア児等支援連携推進会議を設置し、庁内連絡会を開催

成果目標

について

項目名	指標（単位）	第2期計画【案】			
		2年度実績(見込)	3年度計画値	4年度計画値	5年度計画値
放課後等デイサービス	利用児童数（人）	3,171	3,221	3,324	3,431
	延べ利用日数（人日）	36,188	38,652	39,888	41,172
児童発達支援	利用児童数（人）	2,150	2,354	2,429	2,506
	延べ利用日数（人日）	11,009	14,124	14,574	15,036
障害児相談支援	利用児童数（人）	85	173	203	234
障害児入所施設	利用児童数（人）	53	47	47	47
医療型児童発達支援	利用児童数（人）	0	89	92	95
	延べ利用日数（人日）	0	534	552	570
保育所等訪問支援	利用児童数（人）	22	60	60	60
	延べ利用日数（人日）	12	120	120	120
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数（人）	4	25	25	25
	延べ利用日数（人日）	7	200	200	200
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数（人）	9	20	20	20

サービス見込み量

※第2期障害児福祉計画のサービス見込み量について
平成30年度に実施した「障害のある児童に係る実態把握」の調査結果等をもとに、第1期障害児福祉計画の計画期間である令和2年度までの各サービスの必要量を設定するとともに、令和元年度に策定した「京都市はぐみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（計画期間：令和2年度から令和6年度）との関係から令和8年度までの必要量を設定。
必要量の見込みについては、障害児福祉計画及び京都市はぐみプランの見直しのタイミングに合わせ、適宜見直しを行うこととしている。
一部の事業を除き、平成30年度及び令和元年度の実績と計画値に大きな乖離は見られないことから、平成30年度に設定した令和3年度から5年度の必要量の見込みを使用することとする。
なお、乖離がみられる事業については、見直し後も平成30年度に設定した令和3年度から5年度の必要量の見込みを使用するが、引き続き、医療機関への働きかけ等を行うことにより、利用者数の増加に努めていく。

共生社会の実現に向けて（施策一覧）

基本方針：障害のあるひとにもないひとにも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

重点目標1
「重複障害」や「はざま」への適切な対応など、複合的支援を充実します

ひきこもり支援等の新たな課題にも取り組みます。

重点目標2
障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します

重点目標3
地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します

重点目標4
特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

「社会モデル」の考え方に基づいた障害や障害のある人への正しい理解の普及と、障害のある人が地域生活を送る上での「合理的配慮」等について広報・啓発します。

啓発

- 【施策】
- 市民等に対する啓発・広報活動の推進
 - 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進
 - 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

相談支援

- 【施策】
- 相談支援体制の充実
 - 専門相談機能の充実
 - 切れ目のない支援の提供

意思疎通支援・情報保障

- 【施策】
- 意思疎通支援の充実
 - ★ **視覚障害者等の読書環境の整備の推進**
 - 行政情報における合理的配慮の推進

手話

- 【施策】
- 手話に対する理解促進及び普及
 - コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備

★ **ひきこもり等複合的な課題に対する支援**
多様で複雑化した課題を抱える世帯への支援について積極的に取り組みます。

読書バリアフリー法が公布、施行されたことを踏まえて、取組を進めています。

2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

ニーズに応じた福祉サービス等の提供体制の確保、ボランティアや事業所等の支える担い手の育成、ソーシャルビジネスの活用等、重度の重複障害をはじめ、すべての障害のある人が地域で自立して生活できるよう様々な取組を進めます。

福祉サービス

- 【施策】
- 障害福祉サービス等の量等の充実
 - 障害福祉サービス等の質の向上
 - ★ **感染症等の新たな課題に対する支援**

新型コロナウイルス感染症等これまでに経験したことがない状況への対応について追加します。

住まい・暮らし

- 【施策】
- グループホーム等の設置促進
 - 地域での住まいの確保と住環境整備
 - 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実
 - 住み慣れた地域での生活を支える体制の充実

地域交流

- 【施策】
- 地域とのつながりの構築
 - 地域活動を支える担い手の育成
 - 市民交流の促進

5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

早期発見・早期支援を基本に、特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育が受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

早期発見・早期支援

- 【施策】
- 関係機関との連携による早期発見・早期支援
 - 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

国の指針に基づき、障害児入所に関する記載を追加します。

平成30年度に重症心身障害児・医療的ケア児に関する実態調査が完了したため、削除します。

3 安心して生活できる社会環境の整備

地域における見守り活動の推進など、安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

健康・医療

- 【施策】
- 障害の原因となる疾病の早期発見・早期支援
 - 障害に対する適切な保健医療体制の充実
 - いきいきと生活するための健康づくりの推進
 - ★ **感染症等の新たな課題に対する支援（再掲）**

こころの健康

- 【施策】
- こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発
 - 医療や相談支援体制の充実

難病支援

- 【施策】
- 難病に対する理解促進
 - 難病患者への支援体制の構築
 - 難病患者への支援の充実

ユニバーサルデザイン

- 【施策】
- ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及
 - 人にやさしいまちづくりの推進
 - こころのバリアフリーの普及

災害対策

- 【施策】
- 地域における見守り活動の推進
 - コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達
 - 災害時における支援体制の充実

権利擁護

- 【施策】
- 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）
 - 障害者虐待防止の取組の浸透
 - 成年後見制度の利用等の推進

4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

障害のある人が、生きがいをもち、それぞれの能力を発揮できるよう産学福公が連携し、環境整備を進めます。

社会参加

- 【施策】
- 社会的活動への参加促進
 - 社会的活動に参加しやすい環境の整備
 - 障害者自身による主体的な社会活動の支援

文化・スポーツ

- 【施策】
- 文化芸術活動の振興
 - 障害者スポーツの振興
 - 支援する担い手の育成

就労

- 【施策】
- 一般就労の促進
 - 定着支援の充実
 - 福祉的就労の底上げ

特性や状況に応じた支援の提供

- 【施策】
- **重症心身障害児・医療的ケア児の実態把握**
 - **重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討**
 - 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実
 - 医療的ケア児等コーディネーターの役割の検討、保育園や学童クラブにおける取組を進めます。

相談・支援・連携体制の強化

- 【施策】
- 障害児相談支援の充実
 - 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
 - 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
 - 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 【施策】
- インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
 - 一人一人のニーズに応じた教育の実施
 - 難聴児支援の充実を図ります。

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン わかりやすい版

この計画で取り組むこと

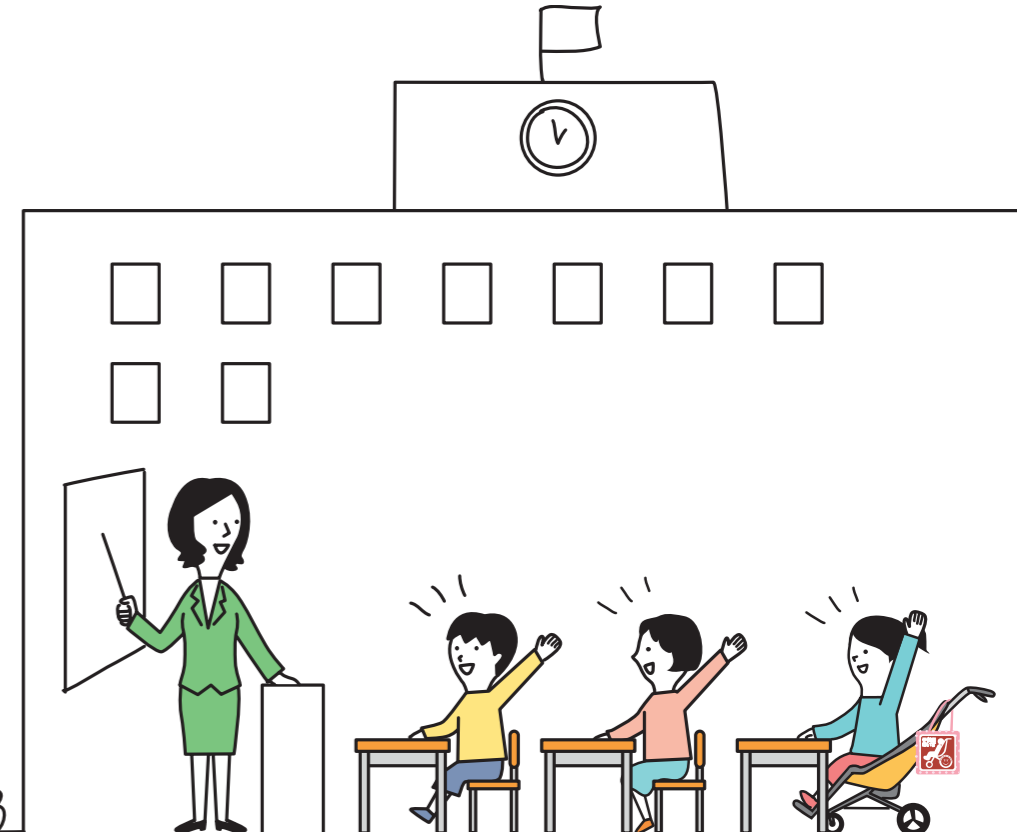
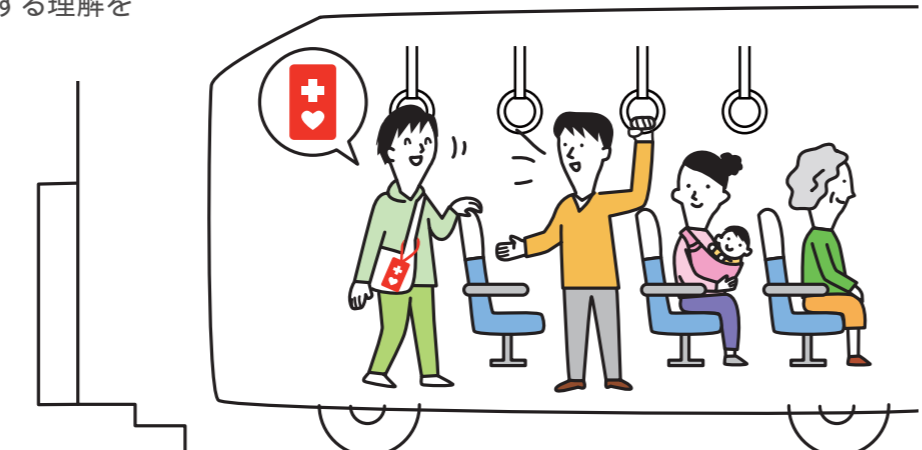
- ① 障害のある人にわかりやすく情報を伝えたり、障害についての正しい知識を市民に広めたりして、障害のある人が暮らしやすいまちをつくりまします。
- ➡ 差別をなくす取組をもっと進めます。
 - ➡ みなさんや家族が、困ったことを相談しやすくします。
 - ➡ みなさんが情報を集めやすくする取組をもっと進めます。
 - ★ 多くの困りごとを抱えている人や家族の支援を進めます。
 - ★ みなさんが読書ができる取組を進めます。
- ② 障害のある人が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるようになります。
- ➡ 福祉サービスの内容がもっと良くなるようにしていきます。
 - ➡ みなさんが、自分らしく暮らせる手助けをします。
 - ➡ みなさんが困ったときに、地域の人を手助けできる仕組みを考えます。
 - ★ みなさんが安心して地域で暮らせる取組や周りの障害のある人に対する理解を広める取組をもっと進めます。

- ③ 障害のある人が、安心して安全に暮らすことができますようにします。
- ➡ 障害のもとになる病気やケガを防ぐ取組をします。
 - ➡ こころの病気の人や家族の人の暮らしを手助けします。
 - ➡ 難病の人や家族の人の暮らしを手助けします。
 - ➡ 住むところや道路や建物を使いやすしたり、電車やバスなどの乗り物の乗りやすくします。
 - ➡ 地震や台風などの災害が起こったときに、皆さんに合った手助けができるように、日頃から準備をしておきます。
 - ➡ いやなことを言われたり、無視されたり、たたかれるといった虐待をなくします。
 - ➡ 自分で決めることが難しい人への手助けの取組をもっと進めます。

- このわかりやすい版は、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」の中間見直し内容について、わかりやすくまとめて紹介するために作成したものです。
- 新しく追加したものには、★マークをつけています。

- ④ 障害のある人が、「こんな生活をしたい」、「働きたい」という思いや願いをもてるようになります。
- ➡ みなさんが、やりたいことを見つけ、それを楽しむ手助けをします。
 - ➡ みなさんが、芸術活動やスポーツを楽しむようになります。
 - ➡ みなさんが、働くことができるように、会社や市役所、地域の人みんなでお手伝いします。

- ⑤ 障害のある子どもたちが、必要な手助けを受けながら、障害のない子どもたちと一緒に学び成長することができるようになります。
- ➡ 専門の人たちが協力して、障害のある子どもたちの手助けをします。
 - ➡ 重い障害や病気になっている子どもたちが、安心して生活できるように取組を進めます。
 - ➡ 家の近くで子どものことを相談をしたり、手助けを受けられるようになります。
 - ➡ 障害のある子どもも、障害のない子どもも、一緒に学び育つよう、学校や教育委員会、市役所などが協力して取組をすすめます。
 - ★ 耳の聞こえにくい子どもたちと家族への支援を進めていきます。



この計画の目標

<障害のある人に対する計画>

令和5年度が終わるまでに達成する目標	今の様子	新しい目標
入所している施設から地域へ戻った人の数	10人	32人以上
精神障害のある人が1年で退院できる割合	86.9%	92%以上
一般の会社で働く障害のある人の数	286人	364人以上

★みなさんが相談しやすい場所づくりをもっと進める。

★障害福祉サービスの内容をもっと良くする取組を進める。

<障害のある子どもに対する計画>

令和5年度が終わるまでに達成する目標

病気で手助けが必要な子どもを支えるための話し合いの場をつくる

★耳の聞こえにくい子どもを支える取組を専門の施設を中心に協力して進める。

